

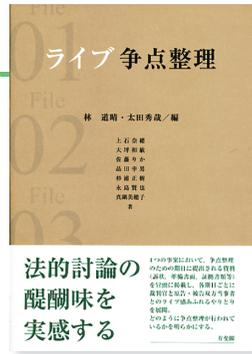
# ライブ争点整理

林 道晴 = 太田秀哉 編

上石奈緒 = 大坪和敏 = 佐藤りか = 品田幸男 =

杉浦正樹 = 永島賢也 = 真鍋美穂子 著

2014年5月刊 / 338頁 / 本体2400円+税



編集  
担当者  
から

本書は、争点整理手続について、各期日に裁判官と原告・被告の各訴訟代理人の三者の間で展開されるやり取りを臨場感豊かに〔ライブ〕再現するものです。

著者の先生方が何度も議論・検討を繰り返してつくり上げた4つの事案について、実際の訴訟と同様に、訴状・答弁書・準備書面といった主張書面や契約書・領収書・陳述書といった書証を豊富に収録しているのも本書の特徴ですが、いちばんの特徴は裁判官と原告・被告の各訴訟代理人による期日でのやり取りの部分です。会話中に三者が内心で考えていることを「つぶやき」として見せたり、期日の前後に考えたことも紹介しています。これにより、三者がどのような考え・見通し・展望をもって争点整理手続に臨んでいるかが具体的なイメージをもって理解できます。

本書を、争点整理手続の理解やスキルアップに大いに役立ててください。(五島)

Point!

P

各期日 (scene) ごとにライブ感溢れるやり取りが展開されます。

scene  
2

第1回  
弁論準備手続期日 (平成25年5月23日)

## I 期日前に裁判官が考えたこと

本件浄水装置については、思いのほか販売代理店となっている業者が多いようだ。そうすると、同様の紛争が発生しているか否かも本件浄水装置の性能を評価する上で参考となるのではないかと。

被告が指摘するとおり、A社の検査データはその使用状況にも左右される可能性が少なくないだろう。この点の釈明には原告に応じてもらう方向に促すことしよう。

訴状によれば、A社への取付後も原告は本件浄水装置を購入しているから、他の顧客のところにも取り付けたのだろう。そうであれば、A社のクレームを受けて他の顧客にも状況を確認するなどしてはどうか。

釈明のもう1点。本件販売代理店契約等で約定されている性能をどう捉えるかという問題も、主張内容を明確にしておく必要がある。この点も原告に回答してもらう方向に促すことしよう。

検査データが提出されてくると、検査方法の点も含めその結果の評価をどうするかも問題になるだろう。そうなると専門家の協力が必要が出てくるかもしれないが、さて、どこにどの程度の専門家がいることやら。この点はむしろ当事者に尋ねてみようか。

販売代理店契約前では、加盟金はいかなる場合も返還しないと定められている。被告は今このころこれに言及していないが、当然問題となってくるだろうから、早い段階で問題提起をしておくか。

## II 第1回弁論準備手続期日

### 1 手続の概要

- ・被告 準備書面(1)陳述
- ・甲1→甲13、乙1、2の取調へ
- ・次回期日を6月25日に指定し、その1週間前の6月18日までに原告が準備書面等を提出するように指示した。

## 2 期日でのやり取り (ライブ)

【原告以外にも販売代理店がたくさんあるようですが、同様の紛争が発生しているという例はありますか。】

【「今現在具体的に把握しているわけではないので、次回までに確認しますが、あるという話を聞いたことがないので、ないのではないかと考えられます。」】

【原告から提出されているA社の水質検査データの評価は、確かに被告ご指摘のようにA社の使用状況にも左右されるかもしれないので、この点の被告からの釈明には応じる方向でご検討ください。】

【「A社に確認の上、回答を検討します。」】

【「ところで、A社に設置後も10式購入したということは、他の顧客のところにも取り付けたのではないかと思うのですが、そちらの取付先の状況はどうか、把握されていますか。」】

【「いくつかあると聞いています。具体的には改めて確認の上、次回主張します。」】

【原告側】やはり最終的には検査データ等どのように評価するかという問題になるかもしれない。ただ、この段階でこの問題を取り上げると、基の議論が一気にそちらに行きかねない。まだ基礎的な事項を明確にし、今日提起したあたりの事項の内容が明らかになるまで、改めて専門家の関与の要否や方法を考えることしよう。

【原告側】さて、C社の調査結果をどう出そうか……。A社ほど除去菌が顕著に落ちるわけではないから、何らかの補償説明は必要になりそうだ。原告側間の意見差を取られるだろうか。

【被告が釈明を申し立てられている「本件販売代理店契約等における約定の性能として、どの程度の性能」を主張しておられるのかは、明らかになっていただく必要があると思います。説明内容等どのような説明が具体的にされたかという主張になるのですが、この点についても次回までに回答をいただく方向でご検討ください。】

【「分かりました。」】

【「ところで、甲第1号証の販売代理店契約2条2項によれば、加盟金はいかなる場合も返還しないとされています。双方、この点はどうに考えておられますか。」】

【「当然この条項も主張する予定です。後日主張として補足します。」】